キ．水素自動車

ク．ガソリン乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表１－１（10・15モード燃費値を測定していない自動車にあっては、表１－２）に示された区分ごとの燃費基準値を、ＬＰガス乗用自動車にあっては認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベルに適合し、表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車、又はディーゼル乗用自動車にあっては表３に示された区分の排出ガス基準に適合し、表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

11－２　ＩＴＳ対応車載器

⑴　品目及び判断の基準等

ＥＴＣ対応車載器	【判断の基準】 ○ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
カーナビゲーションシステム	【判断の基準】 ○走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ①走行中の自動車の現在位置・進行方向 ②周辺の道路交通状況に関する現在情報

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度における調達総数（個数）とする。

11－３　タイヤ

⑴　品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ①転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

２　「転がり抵抗係数」の試験方法は、ＪＩＳ　D4234による。

３　判断の基準①については、ＥＵ規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

４　判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第55号）の趣旨を踏まえたものである。

⑵　目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

11－４　エンジン油

⑴　品目及び判断の基準等

２サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC_{50}値が100mg／ｌ以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）１　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10—d windowを適用しない。

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

・301Ｂ（CO_2発生試験）

・301Ｃ（修正ＭＩＴＩ(Ⅰ)試験）

・301Ｆ（Manometric Respirometry試験）

※ＡＳＴＭ（アメリカ材料試験協会）

・D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

・D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

２　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※ＪＩＳ（日本工業規格）

・K0102（工場排水試験方法）

・K0420—71シリーズ（10、20、30）

（水質—淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科)］に対する化学物質の急性毒性の測定—第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）

・203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ＡＳＴＭ　D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたＷＡＦ（水適応性画分）やＷＳＦ（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL_{50}値が100mg／ｌ以上であること。

⑵　目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

12．消火器

⑴　品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ①消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ②製品の回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 【配慮事項】 ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。